		医療機器	四
		消毒殺菌用機器	五
		手術機器	六
		血液透析又は血しょう交換用機器	七
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	五
		調剤機器	六
		歯科診療用ユニット	七
		光学検査機器	六
		ファイバースコープ	六
		その他のもの	八
		その他のもの	六
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四
		その他のもの	六
		その他のもの	
		陶磁器製又はガラス製のもの	三
		主として金属製のもの	十
		その他のもの	五
	機械及び装置	開発研究用のもの	
		試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		生物	
		植物	十五
		前掲のもの以外のもの	
		主として金属製のもの	十
		その他のもの	五
		通信業用設備	九
		放送業用設備	六
		開発研究用のもの	
		汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
		その他のもの	四
	ソフトウェア	開発研究用のもの	三
		前掲のもの以外のもの	
		複写して販売するための原本	三
		その他のもの	五

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十一年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「情報通信利用促進支援事業費補助金」及び「情報通信技術開発支援事業費補助金」については、平成二十年度から取得した財産からこれを適用する。

○文部科学省令第七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日　　文部科学大臣　川端　達夫

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	379,600
18年以上19年未満	387,200
19年以上20年未満	394,200
20年以上21年未満	400,700
21年以上22年未満	407,400
22年以上23年未満	412,900
23年以上24年未満	418,600
24年以上25年未満	424,300
25年以上26年未満	429,100
26年以上27年未満	436,200
27年以上28年未満	443,600
28年以上29年未満	450,800
29年以上30年未満	457,700
30年以上31年未満	464,000
31年以上32年未満	470,900
32年以上33年未満	477,900
33年以上34年未満	484,200
34年以上35年未満	489,400
35年以上37年未満	493,300
37年以上	497,200